

骨子案に対する意見等への対応について

資料3

※区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

NO	区分	章	意見の内容	対応案
1	B	1-2	(1)防災関係機関の定義の中で、「公共的団体、防災上重要な施設の管理者」は具体的に何を指すのか。	次のとおり修正したい。 「防災関係機関の定義については、高知県地域防災計画の記載と合わせていたが、条例においては事業者との明確な区分が困難なので「公共的団体、防災上重要な施設の管理者」を削除したい。」
2	B	1-2	(4)社会貢献活動団体の定義で、「害する行為をするおそれのある活動」は、「宗教、政治、選挙、公共の利益」に係るのか。	次のとおり修正したい。 「この記載は、「宗教活動」「政治活動」「選挙活動」「公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動」の四つを除外するという意味なので、誤解の無いように「宗教活動、政治活動、選挙活動、公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動」と修正したい。」
3	B	1-2	(5)津波避難ビル等の定義について ①「主に」以降は、説明に当たる部分なので説明文にまわしてはどうか。 ②「津波の浸水が予想される区域内において」とあるが、第3章第1で定義している「津波浸水予想区域」と違うのか。	次のとおり修正したい。 ①「主に～指定されます。」の部分の説明文に移動し、骨子案からは削除したい。 ②「同じ内容なので、「津波浸水予想区域」が初めて使用される(5)津波避難ビル等の中で「津波浸水予想区域」を定義し、第3章第1内の定義を削除したい。」
4	B	1-4	「県民は、自らの身は自らで守るため」に、何から身を守るのか記載が必要ではないか。	次のとおり修正したい。 「県民は、震災から生命、身体、財産を自らで守るため」と修正したい。
5	A	1-5	事業者の責務に、他の者に被害を与えないということを規定するべきではないか。	次のとおり修正したい。 「1 事業者は、その社会的責任を自覚し、事業活動や周辺の居住者等への被害を最小限に抑えるよう、あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保や震災への対応力の向上等に努めなければいけません。 2 事業者は、地震が発生したときは事業者内の人の生命や身体を守り、自らが管理する施設、設備等による周辺の居住者等への被害の拡大を防ぐとともに、震災後も自らの事業の継続に努めなければいけません。」と修正したい。 同様に「第9章第2 事業者の備え」も「周辺の居住者等への自らの施設、設備等による被害を最小限に抑え、」を追加し。 また、これにともない「居住者等」という言葉が第3章で定義される前に使用されることとなるので、第1章第2の定義において「(5)居住者等 居住する者、通勤通学する者、観光などで一時滞在する者や通過する者」と定義し、第3章1から居住者の定義を削除したい。」
6	B	1-6	第3の基本理念の(4)の記載内容と、第6の県の責務の記載内容がほぼ同じになっているので、県の責務の記載を修正してはどうか。	次のとおり修正したい。 「1 県は、地震から県民の生命、身体、財産を守るため、組織と機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進します。 2 県は、市町村、国等の防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の「自助」や「共助」の取組の促進や継続のために必要な支援を行うとともに、防災力を高める人づくり、日頃から支え合う地域づくりやネットワークづくり等に努めます。」と修正したい。
7	B	1-7	「地震防災に関係する機関」と、定義にある「防災関係機関」は違うのか。	次のとおり修正したい。 「市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、他の防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、」と修正したい。
8	A	2-1	「既存建築物」より「旧耐震基準の建築物」の方が一般的ではないか。	次の考えから修正していない。 「旧耐震基準の建築物」も「既存建築物」も、法令上では使われておらず、条例の中で定義を行い使用する必要があるという点では、どちらを用いても問題はないが、県で作成した「高知県耐震改修促進計画」や「県有建築物の耐震化実施計画」では「既存建築物」を使用しており、県として用語を統一するため「既存建築物」を使用させていただきたい。」
9	B	2-2,2-3	第2の4に「転倒等危険物の製造販売業者」、第3の3に「危険工作物の設置団体」とあるが、それぞれ危険物として製造・販売・設置しているわけではないので、書き方を修正してはどうか。	次のとおり修正したい。 「第2の4の「転倒等危険物の製造販売事業者」を「家具、電気製品、窓ガラス等の製造販売事業者」と、第3の3の「危険工作物等の設置団体」を「ブロック塀、自動販売機等の施工事業者、設置事業者等」と、それぞれ修正したい。」
10	A	2-5	「地震の揺れ等」のあとに「液状化」を入れるべきではないか。	ご意見のとおり修正したい。
11	B	3-1	「強い地震(震度4程度以上)」とあるが、震度4での自主避難というのは現実的にありうるのか。	次のとおり修正したい。 「国の作成した津波避難ビルのガイドラインに準拠し、震度4としていたが、(1)高知県における南海地震にゆる震度予測では、もっとも揺れの小さいところでも震度5弱であること、(2)高知県において災害対策本部が自動的に設置されるのが震度5弱以上であり、県下の市町村においてもほとんどが同じ基準であること、の2点から、「震度4程度以上」を「震度5弱程度以上」と修正したい。」
12	A	3-1	「原則自動車を使わず」とあるが、一律に定めることができるのか。地域性によって、などの記載が必要ではないか。	次の考えから修正していない。 「確かに地域ごとにいろんな状況が考えられるが、ここでは原則を記載しており、原則から外れざるを得ない状況は当然ありうると考える。なお、「第2 津波避難計画の作成」において記載しているが、津波から避難する方法については、それぞれの地域において検討し、津波避難計画に記載することとしている。」
13	B	3-3	「少なくとも年に1回、開催する季節、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に」とあるが、第4章第3の訓練の項目には、このような記載は無いがどう違うのか。また、「季節」は「時期」の方がいいのではないか。	次のとおり修正したい。 「少なくとも年に1回」を削除し、第3章と第4章の訓練の項目に「毎年」を追加したい。また、「開催する季節」を「開催する時期」と修正したい。
14	B	4-1	第1の1「(1)火気の使用を停止すること」以降は、他の章の記載と比べて、記載が細かすぎるのではないか。	次のとおり修正したい。 「(1)から(3)の行動は、県民への啓発として明確に記載する必要があるが、箇条書きにすると細かく見えるので、本文と一体化し、「県民、事業者等は、地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときに、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、避難時に電流制限器(ブレーカー)により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要な措置をとるよう努めなければいけません。」と修正したい。」

骨子案に対する意見等への対応について

資料3

NO	区分	章	意見の内容	対応案
15	A	4-1	行動の中に、「スイッチ、プラグを抜くこと」や「その他の火災の発生を防止するために必要な措置をとること」といった規定が必要ではないか。	次のとおり修正したい。 「四国電力と協議した結果、地震発生時には、まず電気製品のスイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜くことを県民に対して啓発しており、電流制限器による電流の遮断は避難する際に行ってもらおう啓発している、とのことなので、(3)を「避難の際に電流制限器(ブレーカー)により電流を遮断すること。」と修正し、スイッチを切りプラグを抜くことについては、(1)の「火気の使用を停止すること。」の具体例として啓発の中で周知していきたい。」
16	B	4-2,4-3	防火訓練の実施は、火災への備えの一項目ではないか。	次のとおり修正したい。 「第3 防火訓練の実施」と「第2 火災への備え」をまとめたい。
17	A	5-1	「県民は(中略)危険が見られたときは、その旨を直ちに県、市町村等に通報するとともに、危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保や避難に支障が無い限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知につとめるものとします。」とあるが、地震発生時は携帯電話も繋がらないことも想定されるため、通報は困難では。まずはその場所が危険であることを張り紙する方法で住民に周知する方が先ではないか。	次のとおり修正したい。 「県民は、地震時の揺れやその後の余震、降雨等による次の危険を察知したときは、直ちに危険な場所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保や避難に支障が無い限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知や、県、市町村等への通報に努めなければいけません。」と修正したい。
18	A	5-1	3の「必要な知識の啓発」は、「必要な啓発」でいいのではないか。	次のとおり修正したい。 「あらかじめ県民の自主的な避難に必要な知識の啓発」を「あらかじめ県民の自主的な避難に関する啓発」と修正したい。」
19	A	7-1	「社会秩序の維持」は、警察活動のみしか想起させないので、物価の安定等も含めて「住民生活の秩序の維持」としてはどうか。	次の考えから修正していないが、なお検討会で協議いただきたい。 「災害対策基本法第50条第1項第7号には、災害応急対策の一つとして「犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持に関する事項」が規定されており、この条例の応急対策においても、法と同様に「社会秩序の維持」と表現したいと考えるが、修正が必要か検討会で協議いただきたい。
20	A	7-2	「地震発生時」は地震発生直後と読めるので、「地震発生後」としてはどうか。	ご意見のとおり修正したい。
21	A	7-2	「地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援に努めます。」とあるが、「連携」もあると思うので記載してほしい。	次のとおり修正したい。 「ボランティア支援団体の活動の支援や連携に努めます。」と修正したい。
22	B	8-1	「住宅と雇用の確保」は具体的な事業だが、「コミュニティの維持・形成」は震災復興計画全体に関わることなので、並列して記載するのはおかしいのではないか。また、「コミュニティの形成」は震災復興としてすべきことではないのではないか。	次のとおり修正したい。 「2 知事は、震災復興計画の作成に当たっては、県民と合意形成を行うよう努めるとともに、県民が将来に希望を持って生活できるよう、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅と雇用の確保に重点を置くものとします。」と修正したい。
23	A	9-1	「(5)応急手当に関する技術の習得」は、「応急手当に関する知識と技術の終了の方がいいのでは。	次のとおり修正したい。 「技術の終了」というと、非常に高いレベルを求められているように思えるため、よりなじみのある習得という言葉を使わせていただき、「応急手当に関する知識と技術の習得」と修正したい。」
24	B	9-2	(8)「人の生命、身体に被害を与えない」とあるが、南海地震が起きれば、被害が出ないということは無いのではないか。	次のとおり修正したい。 「木材、船舶等の流出等による人の生命、身体への被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理」と修正したい。
25	B	9-5	2の「お互いに連携して」は、ネットワークを構成している時点で連携しているといえるのではないか。	次のとおり修正したい。 「お互いに連携して」を削除したい。
26	A	9-8	第8は「防災教育の推進」を「学校等における防災教育の推進」としたほうがいいのではないか。	ご意見のとおり修正したい。
27	A	9-8	第1章の基本理念に「実践的」を入れたことの実効性を担保するため、「実践的」をこの項目に入れてはどうか。	次のとおり修正したい。 「記載を大幅に見直し、「1 学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生(以下「児童等」といいます。)が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時において自らの安全を確保できるよう、児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努めなければいけません。 2 学校や保育所の設置者や管理者は、防災教育の実施に当たっては、家庭や地域の協力を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するよう努めるものとします。 3 県は、学校や保育所において、防災教育が推進されるよう、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報提供等に努めます。」と修整したい。」
28	B	10-1	行動計画の作成に当たって県民からの意見を聴くという記載だが、聴くだけで終わるのか。	次のとおり修正したい。 「県民からの意見を聴くように努めます」を「県民から意見を聴き、反映するよう努めます」と修正したい。」